

## 岡本特許

## 岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1 TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

## 2014 NOVEMBER/1835

## ★ 商標の自他識別力 ★

商標出願の審査において指摘される拒絶理由の大部分は以下の3つです。商標を扱ったことのある方なら見覚えがあるはずです。

- ① 先行する他人の登録商標と同一又は類似である(商標法第4条第1項第11号)
- ② 商品やサービスの品質、原産地、原材料等の表示にすぎない(同第3条第1項第3号)
- ③ 商品やサービスの品質等の誤認を生じさせる可能性がある(同第4条第1項第16号)

今月はその中の②について最近の傾向を見てみます。というのは、つい先日、第6類「金属製の落石・雪崩・がけ崩れ・土砂崩れ・土石流の防護柵」に関して、商標「スロープガードフェンス」(標準文字)に識別力ありとする審決(不服 2014-3649) を見たからです。「斜面の防護用フェンス」そのままではないかと思ってしまいました。審査官もその理由で拒絶しましたが、不服審判でその査定が覆りました。

他にも似たような審決は多数あります。下記の商標はいずれも審査では一度は拒絶されたものの、不 服審判で覆り登録されたものです。

登録番号	審判番号	商標(すべて標準文字)	類と商品・役務
5667747	2013-15457	すっきりフィットギャザー	第5類「紙製幼児用おしめ、他」
5667748	2013-15458	ふんわりフィットギャザー	第5類「紙製幼児用おしめ、他」
5674628	2013-11511	砂糖不使用主義	第5類「乳児用粉乳,他」
5667478	2013-20904	リフォームプライス	第37類「建設工事,他」
5633185	2013-10923	とんこつ酒	第 33 類「日本酒,中国酒,他」
5626636	2013-7937	南 ASO の天然水	第32類「天然水」
5616318	2013-5743	自転車のある暮らし	第12類「自転車,他」
5597675	2013-4066	アイソトープクリーナー	第3類「放射性物質除去液」
5636404	2012-25149	スクラッチタフレザー	第 18 類「皮革」
5610708	2012-7616	横浜あんかけラーメン	第30類「冷凍調理済みラーメン」
5580674	2012-24620	完全フル装備の家	第37類「建設工事,他」

もう何でもアリという気がしてきます。このような識別力に乏しい商標が登録されるなら自社でも出願してみようか、という誘惑に駆られるかもしれません。しかし待ってください。このような商標は、一般にウィークマーク (weak mark 弱い商標) と呼ばれ、他人に模倣されやすく (模倣者は、多くの場合、悪気はなく、登録を知らなかっただけ)、模倣されたときでも、裁判所は十分に保護してくれない可能性があります。

例えば、次のような裁判例があります。

第 41 類「学習塾における教授」に関して、「塾なのに家庭教師」という登録商標に基づく商標権の行使が認められなかったという事件がありました (東京地裁 H22.11.25)。裁判では、被告による同一商標「塾なのに家庭教師」の使用は商標的使用ではないので、商標権の侵害とはならない、とされました。高いお金をかけて登録し、裁判までやったのにすべて無駄になってしまいました。

「需要者は、被告チラシや被告ウェブサイトにおける他の記載部分と相俟って、「塾なのに家庭教師」の語は、学習塾であるにもかかわらず、自分で選んだ講師から家庭教師のような個別指導が受けられるなどの学習指導の役務を提供していることを端的に記述した宣伝文句であると認識し、その役務の出所については「塾なのに家庭教師」の語から想起するものではないものと認められる。… 被告による被告チラシ及び被告ウェブサイトにおける被告各標章の使用は、本来の商標としての使用(商標的使用)に当たらない …。」